

# Ⅲ 基本方針

～どうあるべきなのか？～

# Ⅲ 基本方針 ～どうあるべきなのか？～

## 第1章 協働の基本的考え方

### 1 水戸市協働推進スローガン

水戸市が目指す協働の姿を、市民一人ひとりが具体的にイメージし、推進していけるよう、次のスローガンを定めます。

#### スローガン

**パートナーシップを生かし、  
協働のまちづくりを更なる高みへ！！**



本計画において、パートナーシップは、共通のルールに基づき、自立したものの同士が、対等な関係で、責任を持ってそれぞれの役割を果たし、お互いの違いを認め合いながら、コミュニケーションによって信頼関係を築いていくものとして位置付けています。このパートナーシップによって、私たちの力が存分に発揮され、共通の目的や課題を解決していくことができ、力を合わせることによる相乗効果によって、新しい価値を創造し、単独では難しかった市民サービスができるようになります。

これからは、新しい価値を創出することに加えて、その価値をさらに高めていくことで、政策手法や公共の考え方を変えていき、市民、市民活動団体、企業、水戸市が一体となって、社会全体で、協働のまちづくりを更なる高みへ導いていきます。



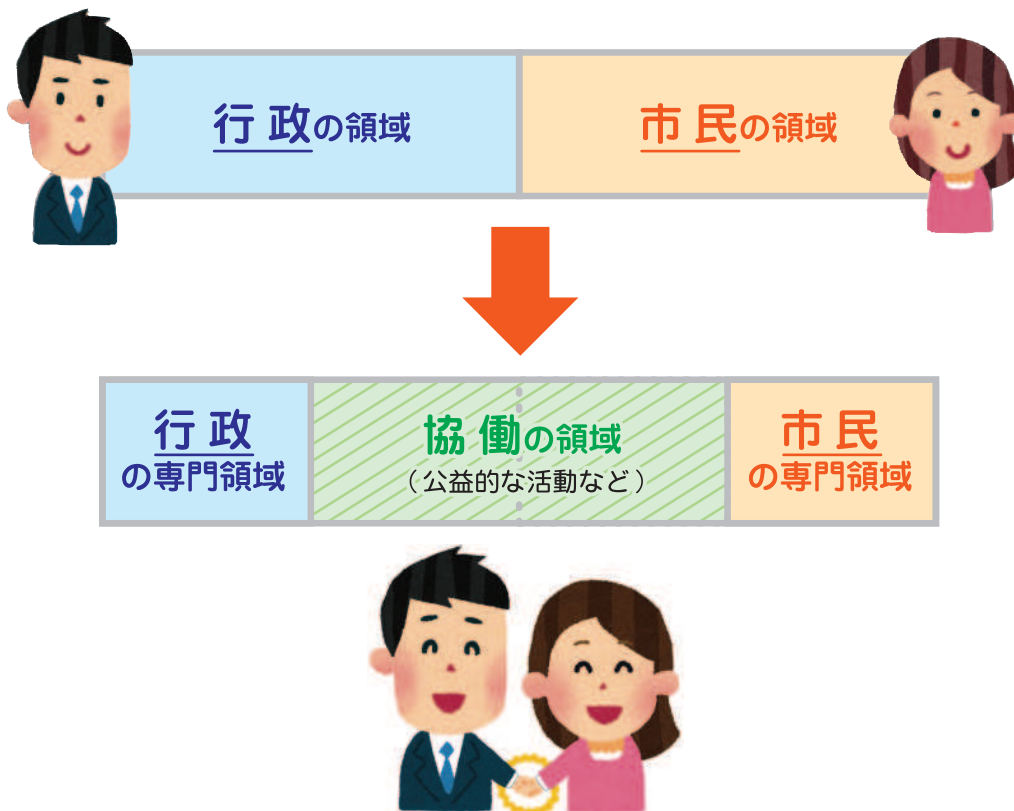
## 2 協働の領域と形態

### (1) 行政と市民がともに活動できる領域とは？

行政と市民が担う領域には、明確に分けなければならない部分があります。課税や許可などの行政行為のように、公平・公正で法的な権限のある行政が、責任を持って担う必要がある行政の専門領域があります。また、市民の私的な活動は、通常であれば、個人の専門領域として、行政をはじめ他者の干渉にはなじまないものです。

本計画では、このような行政と市民の専門領域ではない、ともに活動できる領域（下図の斜線部分）を協働の領域とします。

行政の領域を市民に開放する動きの例として、市民が公道の里親となって、簡易な補修などを行う道路アダプト制度や、公の施設を民間事業者が管理できるようにする指定管理者制度の導入などがあります。また、市民の領域であっても、行政とともに公益的な活動を行う場面の例としては、健康増進のための講座や国際交流イベントなどがあります。



協働の領域に属するか否かは、社会情勢や地域性、判断する主体によっても異なるものであり、お互いが協働すべき領域であることを共通認識した上で進めていくことが重要です。

また、事案によっては、第三者機関などの客観的な立場からの意見を参考に、協働の領域にあるものか否かを、総合的に判断していくことも必要です。

## (2) 協働の取り組み方にはどのような形態がある？

協働の形態には、共催、委託、補助・助成、協力、後援、事業提案などがあります。共通の目的のために協力して取り組むためには、形態にこだわる必要はありませんが、ここでは、比較的多く見られる形態とポイントとなる内容を示します。

どの形態であっても、協働する主体同士が事業の企画段階から合意形成を図りながら、最も適した協働の形態を選択していくことが大切です。

### ▶ 共 催

協働しようとする2つ以上の主体がともに事業主体となり、一つの事業を共同して実施するもので、ともに主催者としての責任が求められます。

#### ※ポイント

協定書などを交わすことにより、各主体の役割分担を明確にし、それぞれが役割と責任を果たしながら、対等な立場での特性を生かして事業を進めます。

### ▶ 委 託

ここでいう委託とは、一般的な業務委託や維持管理業務などのような営利活動ではなく、本来行政が担うべき分野のうち、市民活動団体の専門性や特性を生かすことで、より事業効果を上げ、市民サービスの向上に寄与するものを市民活動団体に委託するものです。

#### ※ポイント

市民活動団体にとって、委託は目的でなく、社会的使命としていることを実現していくための手段の一つであり、団体の存続意義を市からの委託に頼ってしまうような、依存体質にならないよう注意する必要があります。一方、市は、安易な業務の丸投げや責任回避とならないように、事前に事業の目的や事業内容について市民活動団体と十分な協議、調整を行い、共通の認識をもって事業を進めます。

### ▶ 補助・助成

市民活動団体が主体的に行う事業のうち、公益上重要で、先駆的、奨励的であると認められる活動に対し、他の主体が財政支援するものです。

#### ※ポイント

協働としての補助・助成は、共通の目的達成の手段として位置付けられるもので、安易な資金援助やそれに伴う過度な制約・干渉などは、市民活動団体の自立をかえって妨げる結果となります。

対象とする事業や団体の選出において、審査の基準や交付決定に至る経緯を明らかにし、透明性を図るとともに、他の団体との公平性にも十分注意する必要があります。

▶ 協 力

協働する相手方が主催する事業に、協力するものです。

市民活動団体と市が協力する場合、市民活動団体にとっては、活躍の場が広がるとともに、認知度を上げ、市民から理解や信頼を得ることにつながり、市にとっては、現場での経験により、市民活動の実態を把握することができます。

※ポイント

お互いが単なる無償の役務の提供にならないよう、企画段階から、事業の目的や関わり方を十分協議しておく必要があります。

▶ 後 援

どちらか一方が主催する活動に対して、もう一方が後援団体となるものです。

市民活動団体と市の間で後援が行われる場合、市民活動団体が後援することにより、市の事業が市民にとって、より身近なものとして感じられるものになり、また、市が後援することにより、市民活動団体が地域での信頼や支持を得やすくなるなど、活動を精神的に支援することになります。

※ポイント

単なる名義使用ではなく、その活動の公益的な意義や共通の目的について、お互いが十分理解している必要があります。

▶ 事業提案

各主体同士が有する専門性や経験の蓄積をもとに、地域課題や政策課題を解決するための新しい政策・企画や、すで実施している事業の代案などをお互いが提示するものです。課題に対する解決方法を提示することに加え、課題の提示そのものを行う場合もあります。事業提案の合意が図られれば、その内容に応じて、共催、委託、補助・助成、協力、後援などによる協働につながるようになります。

※ポイント

事業に公益性、必要性、実現可能性などが認められるか否かについて、客観的・公平に見極め、貴重な提案を有効に活用できるよう、具体的な手順を定めたしくみのもとで進めます。

### 3 協働の共通ルールを決めよう

協働にあたっては、相手方との間で十分に協議し、それぞれの役割分担などを取り決めることとなります。その際、協働を適切に推進するために、次の原則に従うこととします。

#### (1) 対等の原則

協働の相手方とは、上下関係のない対等なパートナーとして認め合い、信頼関係を築くよう努めます。

お互いが対等な立場で意見を交わし、相互理解した上で協働に取り組み、協働に関わった全ての主体が、それぞれの役割に見合った成果と責任をその関わりに応じて共有します。



#### (2) 自主性尊重の原則

市民活動団体の活動は自主的なものであり、自己責任のもとで行われています。市民活動団体は、協働においても自主性が尊重されることを自覚し、責任ある自主的な活動ができるよう、組織の運営能力の向上などに努めます。市は、市民活動団体の自主性を尊重するという名目で、過度に依存するのではなく、団体の長所を十分に生かし、自主性を尊重するよう努めます。

#### (3) 相互理解の原則

協働にあたり、各主体、特に市民活動団体と市では、行動原理や意思決定過程が異なります。市民活動団体は、自らの使命に従い、目の前の課題に対応するため迅速に行動することができるという特徴を持っています。一方で、市は、公共性や公平性などの観点から、全体の福祉を重視した判断を行うため、意思決定に時間を要する傾向にあります。協働においては、お互いの特性を理解し、尊重した上で、それぞれが果たす役割や責任分担を明確にします。



#### (4) 目的・課題共有の原則

協働の本質は、性質や立場の異なる主体同士が、知恵や情報、ノウハウを提供し合い、それぞれの役割を果たしながら、課題を解決したり、共通の目的を達成したりするところにあります。

このため、お互いが、常に協働によって達成しようとする目的や解決すべき課題などを共有し、目的達成のために、それぞれが特性を生かして主体的に取り組むべき内容と、共同で取り組むべき内容を明確にします。

#### (5) 透明性の原則

市民や市民活動団体の信頼を得ながら協働を推進するには、情報を公開し、透明性を確保することが極めて重要となります。

市民活動団体は、自らの団体についての情報を市民に十分周知し、その適切性を検証することができるよう、活動内容や財務状況、協働の状況などを積極的に公開していきます。市は、協働事業の募集から選考方法、審査基準、審査結果や事後評価に至るまで、協働の一連の経過をできる限り公表し、説明責任を果たす必要があります。



#### (6) 時限性の原則

特定の市民活動団体と長期にわたって一定の関係を継続すると、そこには馴れ合いや既得権化といった問題が生じる可能性が高まります。

このため、一定期間ごとに、事業の目的達成度や効果、必要性などを客観的に評価し、協働の目的が達成されたものや十分な効果が認められないもの、必要性が低くなったものに関しては事業を見直すなど、市民活動団体との適切な関係の維持に努めます。



## 4 協働に向けた役割分担をしよう

協働のまちづくりを推進するには、市民活動団体と市がその特性や能力を生かし、お互いを尊重しつつ、相互信頼のもと、各々の役割を果たすことが必要です。

お互いに役割の違いを理解し、それぞれの立場で責任ある行動をとることによって、信頼関係に基づく協働のまちづくりが実現できます。

### 市民

- 地域課題や社会に生じている諸問題を自身の問題として主体的にとらえる。
- 自分たちが主役であるという自覚を持って主体的にまちづくりに参加・参画する。

### 市民活動団体

- 市民ニーズや社会課題を提起する。
- 独自のノウハウや情報、人材などを活用して、機動性や柔軟性を生かす。
- 情報を分かりやすく発信する。
- 団体間の連携・協力を模索する。

### 協働に向けた 役割分担

- 協働することの必要性を理解する。
- これまでの企業活動の中で培われた情報、技術、人材などを積極的に提供し、多様な支援を行う。

### 企業

- 行政機関としての安定性、公平性、公共性、信頼性を生かした、協働の基盤・環境整備などの側面的サポートを行う。

### 行政





## 第2章 基本方針

施策の方向性を定め、協働を積極的に推進するため、次の基本方針を設定します。

### 1 パートナーシップの構築

つながる

協働の基礎である信頼関係に基づくパートナーシップの構築に向け、情報の共有化やコミュニケーションの充実により、市民、市民活動団体、企業、水戸市など、様々な主体間の相互の理解によるネットワーク化を進め、協働に対する意識の高揚を図ります。

### 2 自立の促進

育つ

対等な関係のもとで、応分の責任と役割を果たしていくため、組織基盤・財政基盤の強化に向けた支援など、市民活動団体の自立をサポートする施策を推進し、団体が活動しやすい環境整備を進めます。

### 3 推進体制の強化

支え合う

協働をスムーズかつ積極的に推進するため、協働の基準となる共通のルールや実効性のある推進体制を強化し、市民活動団体・企業・行政などが一体となり、社会全体で市民活動を支えるしくみづくりを進めます。